








| | |
|---|--|
| <p>推進施策 1</p>  | <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援学級における指導の充実 (2) 通常の学級との交流及び共同学習の推進 (3) 特別支援学級設置校における教職員全員の理解啓発 (4) 特別支援学級設置校における通常の学級の児童・生徒の理解啓発 (5) 特別支援学級設置校における保護者の理解啓発 |
| <p>推進施策 2</p>  | <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教室における指導の充実 (2) 中学校における発達障害等の生徒のアセスメントと指導の充実 (3) 学校内全教職員の理解啓発 (4) 通常の学級の教員の指導力向上 (5) 特別支援教育コーディネーターの育成 (6) 通常の学級の児童・生徒の理解啓発 (7) 保護者の理解啓発 (8) 校内委員会の機能の充実 (9) 特別支援教育支援員の効果的な配置 (10) 大学との連携 |
| <p>推進施策 3</p>  | <ul style="list-style-type: none"> (1) 改築後の東山小学校への情緒障害等通級指導学級の移設 (2) 目黒区における特別支援学級の就学基準の検討 (3) 特別支援学級・特別支援教室の環境整備 (4) 通常の学級の環境整備 |
| <p>推進施策 4</p>  | <ul style="list-style-type: none"> (1) 居住地域の区立小・中学校との地域交流の実施 (2) 地域指定校における通常の学級の児童・生徒の理解啓発 (3) 地域指定校における保護者の理解啓発 |
| <p>推進施策 5</p>  | <ul style="list-style-type: none"> (1) 保護者・区民への理解啓発 (2) 区立小・中学校保護者会における勉強会・説明会の実施 |
| <p>推進施策 6</p>  | <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育支援委員会（仮称）の設置 (2) 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の作成支援 (3) 幼稚園・こども園、保育園の教職員を対象とした特別支援教育研修の実施 (4) 就学前施設における介助員配置の効果的活用 |
| <p>推進施策 7</p>  | <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童館・学童保育クラブとの連携体制の整備 (2) 児童発達支援センターとの連携体制の整備 (3) 発達支援体制の構築 |

重点目標 1

特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します

【推進施策 1】特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒への指導の充実

- 特別支援学級の指導にあたる教員は、東京都教育委員会により目黒区の小・中学校に配属されますが、特別支援教育の経験があるとは限らないため、目黒区での特別支援教育担当の教員育成が必要です。そのために集合研修だけでなく、計画的で段階を踏まえた現場での研修や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる助言・指導等を実施していきます。
- 児童・生徒一人ひとりへの指導を充実させるため、保護者の理解を得ながら、特別な教育課程^{*}の編成や個別指導計画・個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の作成を行っていきます。
- 通常の学級との交流及び共同学習については、全校で様々な形で実施をしていますが、より日常的な場での交流をさらに充実させていきます。
- 特別支援学級設置校における教職員、児童・生徒、保護者への特別支援教育の理解啓発のために、校内研修や授業内での取組み、保護者会での説明の実施等、あらゆる機会を捉えて理解を深める事業を実施します。

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|------------------------------------|---|---|
| (1) 特別支援学級における指導の充実 | | |
| ア 特別支援学級担当教員の専門性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○初任者及び転入者向けの障害種別ごとの研修 ○特別支援学校特別支援教育コーディネーターによる研修 ○研究会指導講師の派遣 ○効果的な研修の検討、実施 ○障害のある児童・生徒についての専門研修 | 現況 実施 [27] ⇒ [31] 継続 |
| イ 指導内容の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○特別な教育課程編成の工夫 ○個別指導計画の様式検討、充実 ○個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の様式検討 ○計画に基づいた指導の実施 | 現況 実施 [27] ⇒ [31] 継続 |
| (2) 通常の学級との交流及び共同学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○通常の学級の行事への参加 ○通常の学級活動への日常的な参加 ○共同学習の場の確保 | 現況 実施 [27] ⇒ [31] 継続 |
| (3) 特別支援学級設置校における教職員全員の理解啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級担当教員による校内研修の実施（年2回以上） ○特別支援学級担当教員と通常の学級の担任との交流の場の確保 | 現況 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|-----------------------------------|--|--|
| (4) 特別支援学級設置校における通常の学級の児童・生徒の理解啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級連合運動会への通常の学級の参加 ○小学校低学年時における特別支援学級訪問の実施 ○通常の学級における理解啓発授業の実施 | <p>現況 一部実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 拡充</p> |
| (5) 特別支援学級設置校における保護者の理解啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校便りの中での特別支援学級の紹介 ○保護者会での説明等の実施 | <p>現況 一部実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 拡充</p> |

【推進施策2】 通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への指導の充実

- 特別支援教室における指導については、東京都の動向を見極めながら、これまでの通級指導学級における教育の成果を生かして、指導体制の確立や指導内容の充実を目指していきます。
- 巡回指導教員の専門性を生かしながら、通常の学級におけるアセスメントを深め、また、通常の学級の教員にも伝えていきます。
- 特別支援教室での指導やアセスメントの方法を、通常の学級における指導にも応用できるよう、巡回指導教員を講師とした校内研修を実施し、特別支援教育への理解を深め、通常の学級子どもたちへの指導に生かしていきます。

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|--|---|--|
| (1) 特別支援教室における指導の充実 新規 | | |
| ア 拠点校の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ☆特別支援教室拠点校の効果的な配置方法の検討 ☆専門的な知識を有した教員配置 ☆巡回指導教員の専門性の向上 | <p>現況 一部実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 拡充</p> |
| イ 指導体制 | <ul style="list-style-type: none"> ☆巡回指導体制の確立 ☆通級指導方針の検証と検討、実施 | <p>現況 一部実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 拡充</p> |
| ウ 指導内容 | <ul style="list-style-type: none"> ☆「自立活動」[*]の通常の学級での実施 ☆「教科の補充」[*]の充実 ☆個別指導[*]や小集団指導[*]等指導方法の検証と検討、実施 | <p>現況 一部実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 拡充</p> |
| エ 対象となる児童のアセスメント及び個別指導計画の作成・様式の改定 | <ul style="list-style-type: none"> ☆児童実態把握表[*]の活用 ☆巡回指導教員・通常の学級担任による児童のアセスメントの的確な実施 ☆個別指導計画の作成・様式の改定 | <p>現況 一部実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 拡充</p> |

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|--|--|---|
| (2) 中学校における発達障害等の生徒のアセスメントと指導の充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新規</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○情緒障害等通級指導学級教員による生徒のアセスメント ○情緒障害等通級指導学級の指導内容の検証と検討、実施 ○中学校の特別支援教室設置の検討 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 未実施 [27] ⇒ [31] 検証・検討 |
| (3) 学校内全教職員の理解啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○巡回指導教員や特別支援学級担当教員を講師とした校内研修の実施 ○特別支援学校特別支援教育コーディネーターを講師とした校内研修の実施 ○全教職員を対象とした悉皆研修の実施 ○管理職研修の実施 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| (4) 通常の学級の教員の指導力向上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新規</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○通常の学級担任による児童のアセスメントの実施 ☆巡回指導教員による助言 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| (5) 特別支援教育コーディネーターの育成 | ☆特別支援教室のブロック単位での情報交換 <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育コーディネーターによる児童・生徒のアセスメントの実施 ○通常の学級担任と特別支援教育コーディネーターとの連携体制の確立 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| (6) 通常の学級の児童・生徒の理解啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活科や総合的な時間、特別活動等における特別支援教育啓発学習の実施 ☆巡回指導教員による授業の実施 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| (7) 保護者の理解啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校便りの中での特別支援学級や特別支援教室の紹介 ○保護者会での説明、勉強会等の実施 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|-----------------------------------|--|-------------------------------------|
| (8) 校内委員会の機能の充実 | | |
| ア 校内体制の整備 | ○機動的かつ能動的な校内委員会の体制の検討・実施 | 現況 実施 [27] ⇒ [31] 継続 |
| イ 巡回指導教員による児童のアセスメント、教員への助言 | ☆巡回指導教員の校内委員会への出席、児童の日常的な行動観察、通常の学級担任への助言 ○児童のアセスメント結果を、児童の指導へつなげていく体制づくり | 現況 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| ウ スクールカウンセラーによる助言 | ○校内委員会への、必要に応じたスクールカウンセラーの出席、心理の専門家としての助言 | 現況 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| (9) 特別支援教育支援員の効果的な配置 新規 | ☆効果的な配置、特別支援教室事業における活用 ○特別支援教育専門員や教育相談との連携方法の検討 ○研修の実施 | 現況 実施 [27] ⇒ [31] 充実 |
| (10) 大学との連携 | ○教材やICT機器を利用した指導方法の研究 ○心理の専門家による指導、助言 | 現況 未実施 [27] ⇒ [31] 実施 |

【注】 推進事業中、**新規**とあるものは、第二次計画にはなかったものです。また☆印の事項は、特別支援教室事業の実施により、新たに盛り込んだものです。

【推進施策 3】 多様な学びの場の充実

- 特別支援教室モデル事業の実施に伴い、東山小学校に特別支援教室の拠点校として特別支援学級を開設しましたが、改築後の新校舎に学級を移設します。また、改築後の特別支援学級の教室は、特別支援教室としての授業に支障がない限り通常の学級も使用する等、教室活用の共有化を進めます。
- 肢体不自由学級(固定)の就学基準にあたる児童・生徒は、保護者の希望がある場合に、可能な限り通常の学級で学んでいることから、今後の学級の方向性を検討します。
- 聴覚障害(難聴)のある児童は、特別な配慮によりほとんどの時間を通常の学級で過ごしていることから、在籍校における指導方法の工夫と特別支援学級の維持について、検討していきます。また、言語障害のある児童への指導については、特別支援教室での巡回指導の成果を受け、在籍校での支援を慎重に検討していきます。
- 特別支援教室の環境については、教育相談室との兼用や他の用途との兼用が複数ある中で、言語指導の可能性も含め、特別支援教室の整備を進めていきます。
- 通常の学級においては、障害がある子もいない子も、共に落ち着いて指導を受けることができるよう、教室環境を整備していきます。

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|-------------------------------------|---|------------------------------------|
| (1) 改築後の東山小学校への情緒障害等通級指導学級の移設 新規 | ○改築後の東山小学校への情緒障害等通級指導学級の移設 ☆特別支援教室拠点校としての位置付け | 現況 実施設計済 [28] ⇒ [29] 改築工事 移設 |
| (2) 目黒区における特別支援学級の就学基準の検討 新規 | ○肢体不自由学級(固定)の就学基準についての検討 ○難聴特別支援学級(通級)の就学基準についての検討、言語障害のある児童への指導方法の検討 | 現況 未実施 [27] ⇒ [31] 実施 |
| (3) 特別支援学級・特別支援教室の環境整備 新規 | ☆特別支援教室の環境についての検証及び充実 ○特別支援学級の環境確認・整備、防災体制の確認 ○情緒障害等固定学級(小学校)の必要性等の検討 | 現況 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| (4) 通常の学級の環境整備 新規 | ○障害のある子もいない子も、共に落ち着いて指導を受けることができる教室環境の整備 | 現況 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |

【推進施策4】 特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域交流の推進

- 地域交流は、連続性のある多様な学びの場の保障と一体的に進めるべき制度であり、地域での学びを保障する制度でもあります。特別支援学校を選択した児童・生徒が、地域における疎外感を感じることがないように、就学相談時にはていねいな説明を行い、地域指定校の指定を積極的に進めていきます。
- 特別支援学校の教員の協力を得ながら、これまでの手紙のやりとり等の間接交流だけでなく、地域指定校における共同学習等、直接交流の方法について一人ひとりの障害に応じて検討し、可能なことから実践していきます。
- 地域指定校の教職員や児童・生徒、保護者には、より一層の理解が必要となります。特別支援学校の協力を得て、特別支援教育の理解啓発に努めていきます。

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|---|--|---|
| <p>(1) 居住地の区立小・中学校との地域交流の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○就学相談説明会等での副籍制度の説明 ○就学相談時の地域指定校の決定、交流方法の希望の聞き取り ○地域指定校の行事への参加 | <p>現況 一部実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 拡充</p> |
| <p>(2) 地域指定校における通常の学級の児童・生徒の理解啓発</p> <p>新規</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○地域指定校における生活科や特別活動などの授業等を利用した、通常の学級の児童を対象とした理解啓発学習の実施 ○地域指定校の在籍学級における交流に向けた環境整備 | <p>現況 一部実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 拡充</p> |
| <p>(3) 地域指定校における保護者の理解啓発</p> <p>新規</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者会での副籍制度の説明 ○保護者向け勉強会の実施 ○特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる助言 | <p>現況 未実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 実施</p> |

【推進施策5】 特別支援教育の理解啓発

- 目黒区における特別支援教育講演会を開催するとともに、学校便りでお知らせを出す、特別支援学級や特別支援教室の担当教員を講師とした学校単位での講演会や説明会等を開催するなど、様々な機会を捉えて保護者や児童・生徒の理解を得ていきます。

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|--|--|--|
| (1) 保護者・区民への理解啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育講演会の開催 ○啓発リーフレットの作成 ○めぐろ区報、きょういく広報での周知 ○学校便り等によるお知らせ | <p>現況 実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 継続</p> |
| (2) 区立小・中学校保護者会における勉強会・説明会の実施 新規 | <ul style="list-style-type: none"> ☆各学校単位や特別支援学級、特別支援教室の拠点校単位における保護者会での勉強会や説明会の実施 | <p>現況 未実施</p> <p>[27] ⇒ [31] 実施</p> |

【注】推進事業中、**新規**とあるものは、第二次計画にはなかったものです。また☆印の事項は、特別支援教室事業の実施により、新たに盛り込んだものです。

重点目標 3

就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します

【推進施策 6】 就学前からの教育相談体制等の充実

- 就学前から就学後まで一貫した支援を行う「教育支援委員会（仮称）」を設置し、就学前ガイドダンスから就学時の助言、就学後の教育相談に応じる体制を構築します。
- 文部科学省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）では、「個別の教育支援計画（学校生活支援シート）」は、保護者や就学前施設と連携して、教育委員会が整理することとされているため、これまでの「就学支援シート」のあり方を検討して、就学時に個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の作成を進める方策を検討します。
- 幼稚園・こども園、保育園等の就学前施設における教育相談や、就学後に向けての個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の作成は、就学後の児童への対応につなげていく必要があります。就学前施設の教職員向けの研修や説明会の実施により、特別支援教育への理解を深めるとともに、就学後の学校教育へどのようにつないでいくか、連携を深めていくように努めていきます。

| 推進事業 | | 27～31 年度目標 |
|--|--|---|
| (1) 教育支援委員会（仮称）の設置 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○就学前施設（幼稚園・こども園、保育園）や児童発達支援センターとの連携による早期からの支援体制の検討、就学相談体制の見直し ○就学後の柔軟な支援の見直し方法の検討、継続的な相談の実施 ○医療、心理等の専門家の配置 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 未実施 [27] ⇒ [31] 実施 |
| (2) 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の作成支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者が利用しやすい就学支援シート及び個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の作成についての検討 ○医療部局との連携方法の検討 ○中学校卒業後までを見通した指導計画の作成支援 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| (3) 幼稚園・こども園、保育園の教職員を対象とした特別支援教育研修の実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○園長・副園長への理解啓発 ○個別の教育支援計画（学校生活支援シート）等の作成説明会や研修会等の開催 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 一部実施 [27] ⇒ [31] 拡充 |
| (4) 就学前施設における介助員配置の効果的活用 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> | <ul style="list-style-type: none"> ○各就学前施設における介助員配置についての情報交換、連携方法の検討 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 実施 [27] ⇒ [31] 充実 |

【推進施策7】 個に応じた支援体制の整備

- 特別な支援が必要な児童・生徒への支援については、教育委員会だけでなく、子育て、福祉、医療・保健の関連施設や平成26年8月に開設された児童発達支援センターとの連携による、早期からの教育相談体制や必要なときにすぐに対応ができる体制づくりが必要です。区全体として就学前から卒業後までの縦のつながりをもった、子ども一人ひとりの発達を支援する体制づくりを働きかけて検討していきます。
- 「教育支援資料」では、「特別支援教育連携協議会」の設置が提言されており、目黒区としても、子育て、福祉、医療・保健等の専門機関との連携を深める必要があります。これまでの特別支援教育庁内連絡会を発展させて、横の連携を図ります。
- すくすくのびのび園が児童発達支援センターに位置付けを変更したことにもなあって、就学前からの療育や支援計画の作成について、同センターで担うことが期待されています。療育と教育の連携を深めるとともに、児童発達支援センターによる幼稚園・こども園、保育園への巡回相談の実施について協力していきます。

| 推進事業 | | 27～31年度目標 |
|---|---|--|
| (1) 児童館・学童保育クラブとの連携体制の整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> | ○児童館・学童保育クラブとの協議 ○連携方法の検討、実施 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 未実施 [27] ⇔ [31] 実施 |
| (2) 児童発達支援センターとの連携体制の整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> | ○児童発達支援センターとの教育相談体制の連携、協議 ○児童発達支援センターによる幼稚園・こども園、保育園への巡回相談の実施、就学相談との連携 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 未実施 [27] ⇔ [31] 実施 |
| (3) 発達支援体制の構築 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> | ○教育委員会及び児童発達支援センターを中心とした、子育て、福祉、医療・保健等の各分野と連携した発達支援体制づくり ○特別支援教育連絡協議会の設置 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現況</div> 未実施 [27] ⇔ [31] 実施 |

【注】 推進事業中、**新規**とあるものは、第二次計画にはなかったものです。また☆印の事項は、特別支援教室事業の実施により、新たに盛り込んだものです。

資料編

資料編目次

I 特別支援教育にかかる国や東京都の動向

- | | |
|----------------|----|
| 1 国の動向 | 29 |
| 2 東京都の動向 | 30 |

II 目黒区における特別支援教育の現状

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 教育委員会事務局における支援の状況 | 34 |
| (1) 就学相談等件数の年度別推移 | |
| (2) 地域交流事業実施状況 | |
| (3) 学級への支援の状況 | |
| (4) 特別支援教育専門員による巡回訪問実施状況 | |
| 2 学校における特別支援教育の状況 | 37 |
| (1) 平成 26 年度校内委員会設置状況 | |
| (2) 平成 26 年度特別支援教育コーディネーター配置状況 | |
| (3) 平成 25 年度校内研修開催状況 | |
| (4) 平成 25 年度交流及び共同学習の実施状況 | |
| (5) 特別支援学級卒業生の進学状況 | |
| 3 教育相談の状況 | 39 |
| (1) スクールカウンセラー配置状況、相談件数の推移 | |
| (2) 教育相談員配置状況、相談件数等の推移 | |

◎用語解説

◎参考資料

- ・インクルーシブ教育実現のための基礎的環境整備と合理的配慮
- ・障害者の権利に関する条約（教育関係部分抜粋）
- ・特別支援教育推進計画（第三次）改定にかかる検討経過

I 特別支援教育にかかる国や東京都の動向

1 国の動向

(1) 障害者基本法一部改正 平成23年8月

第16条第1項では、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と規定しています。

(2) 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」 平成24年7月

- 共生社会の形成に向けて
 - ・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
 - ・ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
 - ・ 共生社会の形成に向けた今後の進め方
- 就学相談・就学先決定の在り方について
 - ・ 早期からの教育相談、支援
 - ・ 就学先決定の仕組み
 - ・ 一貫した支援の仕組み
 - ・ 就学相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割
- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
 - ・ 「合理的配慮」について
 - ・ 「基礎的環境整備」について
 - ・ 学校における「合理的配慮」の観点
 - ・ 「合理的配慮」の充実
- 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
 - ・ 多様な学びの場の整備と教職員の確保
 - ・ 学校間連携の推進
 - ・ 交流及び共同学習の推進
 - ・ 関連機関等の連携
- 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等
 - ・ 教職員の専門性の確保
 - ・ 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方
 - ・ 教職員への障害のある者の採用・人事配置

(3) 中央教育審議会答申「第2期教育振興基本計画について」 平成25年4月

「基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進」の中で、「基本的な考え方」、「現状と課題」が述べられた後、「主な取組」のうち次の2項目が掲げられています。

<主な取組>

- 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等
- 発達障害のある子どもへの支援の充実

(4) 学校教育法施行令の一部改正 平成25年9月

前記(2)のうち、就学相談・就学先決定のあり方について規定されました。

(5) 日本における「障害者の権利に関する条約」の発効 平成26年2月

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。この後、国では障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立などの国内の法令の整備を進め、平成25年12月に国会で承認され、平成26年1月20日に条約の批准書を国連に提出しました。これにより同条約は、日本においても平成26年2月19日から、効力が生じています。

2 東京都の動向

(1) 東京都教育ビジョン(第3次) 平成25年4月

- 平成25年度から29年度までの5年間を中心に、今後の中・長期的に取り組むべき基本的な方向性(10の取組)と主要施策(23の施策)が示されました。
- 特別支援教育関連では、取組の方向8「質の高い教育環境を整える」の中で、主要施策16として「東京都特別支援教育推進計画の着実な推進」が掲げられています。

(2) 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画 平成22年11月

- 平成23年度から28年度までの6年間の計画を策定。
- この計画の「第二部 第3章 区市町村における特別支援教育推進体制の整備」の中では、情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒が増えている現状から、「小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制」の構築を図ることとなっています。
- 特に、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制を整備するため、全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、専門性の高い教員が巡回指導を実施する「特別支援教室構想」が示されました。この構想に従って、平成24年度から26年度までモデル事業を実施し、平成28年度から順次小学校に特別支援教室を導入していく計画となっています。目黒区では、このモデル事業を受け、情緒障害等通級指導学級の増設や、特別支援教室の開設を行ってきました。

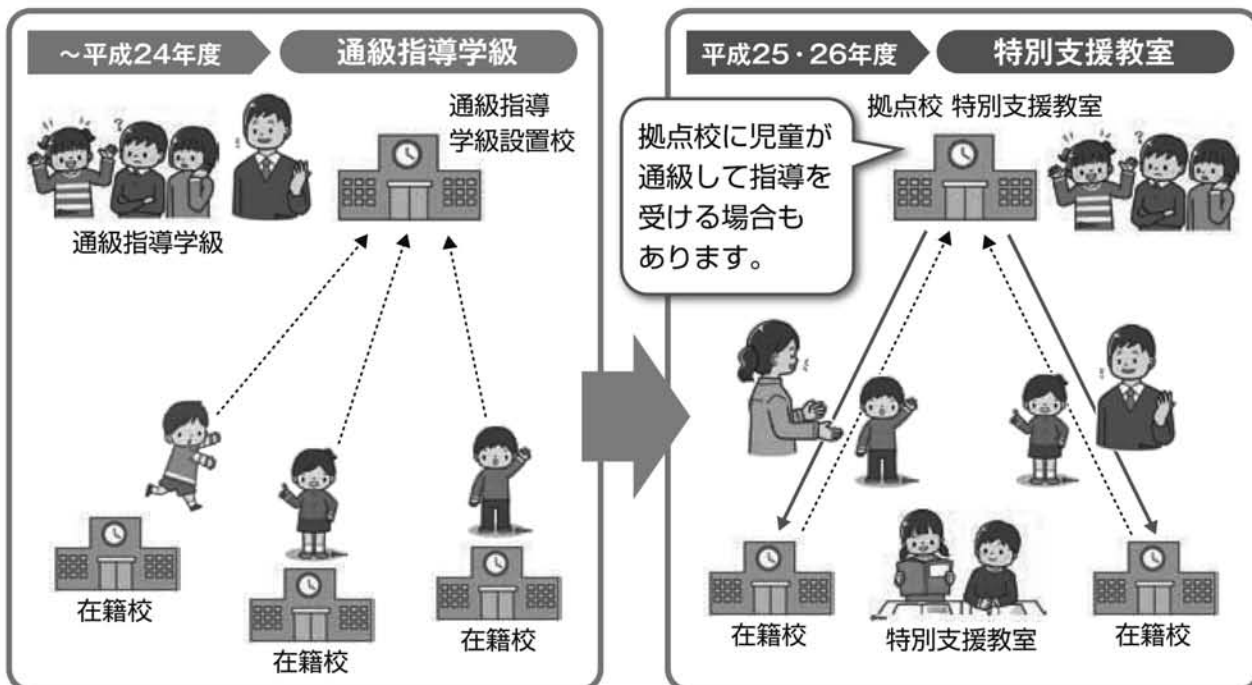
(31～32ページに平成25年度発行の特別支援教室周知リーフレットを、また33ページに平成26年度の特別支援教育モデル事業の全体計画を掲載しています。)

「東京都特別支援教室モデル事業」として、 目黒区の小学校全校に特別支援教室を開設します

目黒区は、平成24年度から26年度までの3年間、東京都から「東京都特別支援教室モデル事業」の指定を受け、特別支援教育の充実を図っています。平成24年度は準備期間とし、一部の小学校における先行実施を経て、平成25・26年度は区内小学校全校に特別支援教室を開設します。通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障害の児童（自閉症者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童）や情緒障害の児童に対して、在籍校におけるきめ細やかな指導を開始します。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「子どもが動く」から「教員が動く」へ



児童が在籍する学校から通級指導学級のある学校へ通い、通級指導学級の教員による指導を受けています。

拠点校の教員が児童の在籍する学校へ巡回して指導します。児童は在籍する学校にある特別支援教室や学級で指導を受けられます。複数の教員が巡回して指導にあたることもあります。

指導内容(一例)

指導時間は、週に1時間から8時間まで

個別指導計画に基づき、一人一人の児童の生活面や学習面での困難を克服・改善するための指導内容を計画します。

- 場面や状況に応じた適応行動の向上のために …… 場面設定による学習（ソーシャルスキル）
- 身体の動きを高めるために …… バランスボールを使った身体活動
- 教科学習の困難さの改善・克服 …… 教科（国語・算数）の補充指導

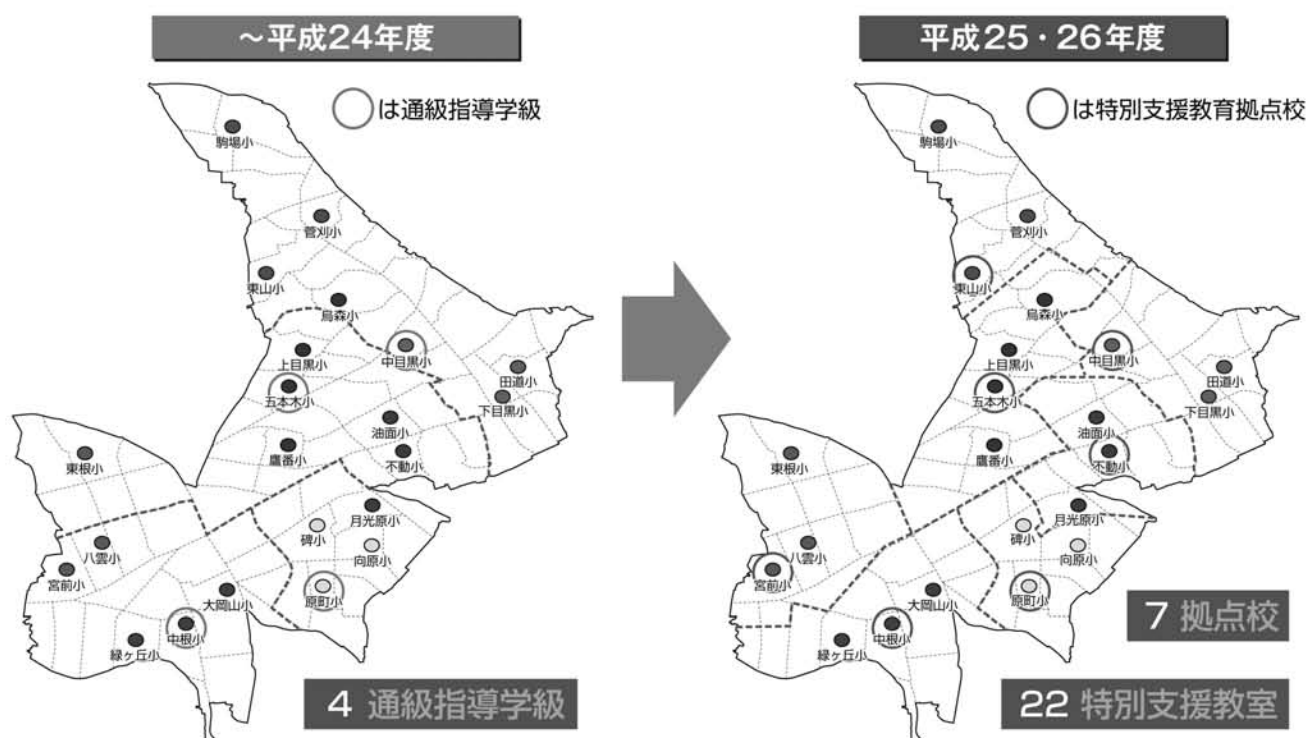
期待される効果

- 児童にとっては、在籍校で過ごす時間が増え、巡回した教員による周囲の環境や学級への適応状態に応じた、きめ細やかな指導が受けられます。
- 保護者にとっては、通級時の付き添いの負担が軽減され、在籍校で巡回指導する教員と相談する機会が増えます。

知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童を 対象とする特別支援教室

～7つの拠点校を中心とする支援体制～

区内を7つのブロックに分け、7つの拠点校を設置します。拠点校には、特別支援教室担当教員を複数配置し、ブロック内の学校を巡回指導します。拠点校を中心とするすべての小学校で特別支援教育への理解が深まり、教員が連携し合い、児童の能力や可能性を最大限伸ばしていきます。



◆区立特別支援教育拠点校(7校)と巡回する小学校◆

| 拠点校名 | 教室名 | 住所 | 電話番号(代表) | 巡回する小学校 |
|--------|-------|------------|-----------|--------------------|
| 中目黒小学校 | すずかけ | 中目黒3-13-32 | 3711-7628 | 下目黒小学校・田道小学校 |
| 五本木小学校 | ゆりのき | 五本木2-24-3 | 3711-8494 | 烏森小学校・鷹番小学校・上目黒小学校 |
| 原町小学校 | かしのき | 原町2-18-12 | 3714-2794 | 碑小学校・向原小学校 |
| 不動小学校 | ゆずりは | 下目黒6-11-35 | 3714-3594 | 油面小学校・月光原小学校 |
| 中根小学校 | さくら | 緑が丘1-1-1 | 3718-4506 | 大岡山小学校・緑ヶ丘小学校 |
| 宮前小学校 | はなみずき | 八雲3-13-21 | 3718-5506 | 八雲小学校・東根小学校 |
| 東山小学校 | いちよう | 東山2-24-25 | 3719-2694 | 菅刈小学校・駒場小学校 |

※4つの通級指導学級は、特別支援教育拠点校になります。

お問い合わせ

●モデル事業全体について

目黒区教育委員会事務局 教育指導課 特別支援教育係 電話 5722-9322

●教育内容・方法について

目黒区教育委員会事務局 教育指導課 指導主事 電話 5722-9313

●就学に関する相談について

目黒区教育委員会事務局 学校運営課 就学相談係 電話 5722-9305